

# 令和5年度 第1回名古屋市在宅医療・介護連携推進会議（書面開催）議事録

日時：令和6年3月22日（金）

参加者：委員28名中28名提出

<配布資料>

- ・委員名簿
- ・資料1-1：令和5年度名古屋市在宅医療・介護連携推進事業／在宅医療体制の整備事業 事業報告書（1月末時点）
- ・資料1-2：令和6年度事業計画（名古屋市在宅医療・介護連携推進事業及び在宅医療体制の整備事業計画）
- ・資料2-1：令和5年度在宅医療・介護連携推進事業/在宅医療体制の整備事業における組織体系図
- ・資料2-2：名古屋市はち丸在宅支援センターにおける業務分類表
- ・資料3：はち丸ネットワークモバイルアプリ版と医療・介護・健診情報ビューアの利用状況について
- ・資料4：16区在宅医療・介護連携推進会議の開催状況について
- ・資料5：名古屋市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱（案）
- ・資料5（参考）：名古屋市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱（平成28年10月12日現在）

名古屋市在宅医療・介護連携推進会議委員に書面による事前送付と文書回答を行った。

<議題>

## 1. 名古屋市在宅医療・介護連携推進事業/在宅医療体制の整備事業について

- (1) 令和5年度事業報告について
- (2) 令和6年度事業計画について

資料に基づき、名古屋市在宅医療・介護連携推進事業/在宅医療体制の整備事業における令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画を報告した。

## 2. 名古屋市はち丸在宅支援センターの発足について

資料に基づき、令和5年度10月、1拠点に集約した「名古屋市はち丸在宅支援センター」の現在の組織体制と業務分類について説明した。

## 3. はち丸ネットワークモバイルアプリ版と医療・介護・健診情報ビューアの利用状況について

資料に基づき、昨年度リリースした、はち丸ネットワークモバイルアプリ版と医療・介護・健診情報ビューアの利用状況を説明した。

## 4. 16区在宅医療・介護連携推進会議の開催状況について

資料に基づき、16区の在宅医療・介護連携推進会議について、会議体系図・主な課題と検討内容、および対応策について説明した。

## 5. 「名古屋市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱」について

「名古屋市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱」を見直し、案を提示のうえ、承認を得たい旨を諮ったところ、全員一致でこれを承認した。

## 6. その他

<主な意見>

### 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会より

はち丸在宅支援センターの運営が一局での体制になりましたが、一般の方からの相談は各区に相談支援センターがあった時と比べどの様な変化がありましたか。

→回答

一般市民からの相談件数について、集約前の今年度上半期（4～9月）と集約後下半期（10月～3月19日まで）を比較した場合、約半減しています。また、集約後は電話相談の比率が高くなっています。新たな拠点で開所して6か月のため、相談に係る傾向が十分に表れているわけではありませんが、件数については上記の様な変化があります。

本センター集約後は、相談専門の部署である相談支援・普及啓発グループを置き、より質の高い相談支援を目指して対応しているところです。一般市民は元より、医療・介護の多職種からのより多くのご相談を受けることができるよう、今まで以上に相談窓口の周知活動を強化していく方針です。

### 一般社団法人 愛知県医療ソーシャルワーカー協会より

在宅看取り、身寄りなしの方が増える一方、このような方の支援が今後重要になるかと思えます。ACP研修会もされているようですが、名古屋市では身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドラインが発出して、私の気持ち応援シートも発出しているなか、地域での取り組みはどのようにされるか、会としての方針があまりわかりませんでした。何か方針や取り組みはされてますでしょうか。

→回答

令和6年度の当センター事業計画（資料1-2）においては、明確な方針や事業上での取組はございません。当センターが行う在宅医療・介護連携推進事業では、在宅療養者の支援とともに地域の体制づくりを目的として、市内16各区で在宅医療・介護連携推進会議（以下、区連携会議）を開催し、抽出された課題の解決に向けた取組を進めています。区連携会議において、『身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン～地域でくらすための入所・入院時等のそなえ～』（名古屋市権利擁護支援協議会2023）が課題解決に活用されるよう、今後、行政を始め関係機関と検討の必要があると考えております。

また、本会議は「設置要綱（案）」（資料5）にありますように、各職域を代表する団体および行政機関の皆さまにより、名古屋市における在宅医療・介護連携における課題について協議する場がございます。新たな取組や方針の検討の場として、引き続きご意見を頂きますようお願いいたします。